

凍結精子保存延長について

延長保存期間は一年間です。(その後も継続は可能ですが、妻年齢が 50 才を超えての延長はできません)

1. 保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない、または連絡がつかない場合には廃棄処分させていただきますのでご了承ください。
2. 自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。
3. 費用は一年間の延長保存で 10,000 円 (税込) となります。選定療養の対象のため、保険治療との併用が可能です。(お振込みの場合、手数料は患者様のご負担でお願いいたします。)
4. 保険適用で凍結をおこない、現在不妊治療中の方は手続きが異なる場合がありますのでご注意ください。
5. 保存の延長を希望しない場合は凍結精子廃棄処分同意書にご署名のうえご返送ください。
6. 住所等、連絡先を変更された場合には早急にご連絡ください。

振込先

ちゅうごくぎんこう にわせしてん
中国 銀行 庭瀬支店 (普) 1 3 3 8 5 5 1
いりょうほうじん ほうしょうかい りじちょう なごし かずすけ
医療 法人 宝生会 理事長 名越 一介

金融機関が発行する振込証明書が会計法規上正式な領収書となります。当院発行の領収書が必要な方は、切手貼付・宛先記入済の封筒を郵送してください。

キリトリ

凍結精子保存延長 (一年間) 申込書

凍結精子保存期間の一年間延長 (10,000 円) を希望します。

ご来院いただけない場合は

- ・ 月 日中国銀行に振込み済
- ・ 記入日と署名が自筆で書かれていること

を確認してキリトリ以下をメール(nagoshi@mirror.ocn.ne.jp)に添付してください。



住所：〒

住所変更あり

電話番号：

記入日：(西暦) 年 月 日

夫署名

振込名義人は必ず
ご夫婦どちらかの
氏名でお願いいたします。